

就農報告の留意点について（独立・自営就農）

秋田県農業公社

1 就農日について

- (1) 準備型における独立・自営就農日は、次の要件がすべて揃った日であり、実質的に就農した日とは異なるので機械的に4月1日としない。
- (2) 「独立・自営就農」の要件のうち、①～④の要件がすべて揃った日が就農日となる。
- ①農地の所有権又は利用権を自らが有している。(平成30年度採択者で農地が親族(3親等内)からの貸借が過半である場合は、5年以内に所有権移転が必要)
 - ②主要な農業機械・施設を自ら所有又は借りている。
 - ③生産資材や生産物等を自らの名義で購入・出荷等している。
 - ④農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理している。
- (3) 要件がすべて揃った日(就農日)については、次のとおりである。
- ア ①～④の書類を揃え、月日を比較した上で最も遅い日が就農日(すべて揃った日)。
 - イ ①～④の月日を比較し、すべて4月1日以前であれば4月1日が就農日。
- (4) この就農日が、1.5倍又は2年間就農したかどうかの起点となる(起点を間違えると3年経過したつもりが、実はまだ経過していなかったなどの事態が起こる。)

2 添付書類について

- (1) ①～④の就農要件で、それぞれ各1種類以上の書類のコピーを添付する(本人の氏名、年月日が確認できるもの)。
- (2) 通帳は、氏名、開設日、取引がわかる面をコピーする。

就農要件	添付書類
①農地の所有権、利用権を有す	農地基本台帳、農地法の許可を受けた契約書、登記など
②農業機械・施設を所有、貸借	売買・貸借の契約書、購入の領収書など
③生産物、生産資材を出荷・取引	資材購入の領収書(納品書・請求書)、農産物の出荷伝票
④経営収支を通帳、帳簿で管理	営農口座の通帳(※帳簿は就農状況報告に添付)